

○農林水産省令第 号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第二項第二号（同法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則

この省令は、令和 年 月 日から施行する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|----------------|---------------------------------------|----------------|--------------------------------------|
| 別表第二（第十六条関係） | | 別表第二（第十六条関係） | |
| 農産物検査を行う農産物の種類 | 機械器具その他の設備 | 農産物検査を行う農産物の種類 | 機械器具その他の設備 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 小麦、はだか麦 | 一～五 (略) 六 常圧加熱乾燥法使用機材等 七～十一 (略) | 小麦、はだか麦 | 一～五 (略) 六 常圧加熱乾燥法使用機材 七～十一 (略) |
| 大麦 | 一～五 (略) 六 常圧加熱乾燥法使用機材等 七～十二 (略) | 大麦 | 一～五 (略) 六 常圧加熱乾燥法使用機材 七～十二 (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |